

申請と同時に個人番号を提出されない被扶養者を申請するときの主な添付書類一覧

(1) 同居・別居どちらでもよい人

	添付書類	認定対象者							
		夫	妻	子			父母	兄弟姉妹・孫	
				16歳未満	16歳以上			16歳以上	16歳未満
					学生	その他			
申請理由を問わず	被扶養者現況表 住民票	○ (配偶者用)		○ (子用)			○ (父母用)	○ (その他用)	
	夫婦共同扶養収入額確認表			○ (子用) (※4)			○ (父母用) (※4)	○ (その他用) (※4)	

下記の申請理由に応じて必ず添付が必要な書類です。

申請理由										
出生	配偶者の収入を確認できる書類 (被保険者の配偶者が被扶養者になっていない場合のみ)			○						
取得と同時	配偶者の収入を確認できる書類 (被保険者の配偶者が被扶養者になっていない場合のみ)			○	○	○				
	収入を確認できる書類	○ (※1)	○ (※1)		○ (※1)	○	○ (※1)	○ (※1)		
婚姻	収入を確認できる書類	○ (※1)	○ (※1)							
退職	退職証明書又は離職票(写)	○	○			○	○	○		
雇用保険受給終了	雇用保険受給資格者証(写)	○	○			○	○	○		
収入減少	収入を確認できる書類	○	○			○	○	○		

上記添付書類に加えて、下記の状況に該当する方は別途添付書類が必要です。

状況	添付書類									
年金受給者	年金振込通知書(直近分写) 年金額改定通知書(直近分写) 制度共通年金見込額照会回答票 (年金受給資格要件を満たし請求を行っているが、まだ年金を受給していない方のみ) 源泉徴収票は不可となります	○	○				○	○	○	○
別居	送金証明及び仕送申立書	○ (※2)	○ (※2)				○ (※3)	○	○ (※3)	
別姓	続柄を確認できる公的書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外国籍	続柄・氏名を確認できる書類 滞在資格を確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(※1) 認定対象者が学生の場合、非課税証明書または事業主による収入証明書の添付が必要です。

(※2) 単身赴任または、一時的な別居の場合は送金証明及び仕送申立書の添付は不要です。

(※3) 学生を除く16歳以上の方は送金証明書と仕送申立書を提出していただきます。

(※4) 夫婦ともに被用者保険の被保険者であり、夫婦の何れか又は両方が産休、育児休業を取得している場合に添付が必要です。

(2) 同居が必須な方

	添付書類	認定対象者			
		義父義母	甥姪		叔父叔母
			16歳以上	16歳未満	
申請理由を問わず	被扶養者現況表(その他用)	○	○	○	○
	一世帯の住民票(一世帯)	○	○	○	○
	夫婦共同扶養収入額確認表	○ (※2)	○ (※2)	○ (※2)	○ (※2)

下記の申請理由に応じて必ず添付が必要な書類です。

申請理由	添付書類				
取得と同時	収入を確認できる書類	○ (※1)	○ (※1)		○ (※1)
退職	退職証明書又は離職票(写)	○	○		○
雇用保険受給終了	雇用保険受給資格者証(写)	○	○		○
収入減少	収入を確認できる書類	○	○	○	○

上記添付書類に加えて、下記の状況に該当する方は別途添付書類が必要です。

状況	添付書類				
年金受給者	年金振込通知書(直近分写) 年金額改定通知書(直近分写) 制度共同年金見込額照会回答票 (年金受給資格要件を満たし請求を行っているが、まだ年金を受給していない方のみ) 源泉徴収票は不可となります	○	○		○
別姓	続柄を確認できる公的書類	○	○	○	○
外国籍	続柄・氏名を確認できる書類 滞在資格を確認できる書類	○	○	○	○

(※1) 認定対象者が学生の場合、非課税証明書または事業主による収入証明書の添付が必要です。

(※2) 夫婦ともに被用者保険の被保険者であり、夫婦の何れか又は両方が産休、育児休業等を取得している場合に添付が必要です。